

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日
平成25年2月8日
- 5 届出年月日
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観
光課
- 7 縦覧の期間
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観
光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ丸子店
上田市上丸子331-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
昭和建物株式会社
長野市大字高田中村259-2
- 3 変更する事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前) (仮称) マツヤ新丸子店
(変更後) マツヤ丸子店
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日
大規模小売店舗の名称の変更
平成23年4月20日
小売業を行う者の代表者氏名の変更
平成25年2月8日
- 5 届出年月日
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観
光課
- 7 縦覧の期間
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観
光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東部中央ショッピングセンター
東御市大字田中宇城ノ前705-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更する事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日
平成25年2月8日
- 5 届出年月日
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観
光課
- 7 縦覧の期間
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観
光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ中野店
中野市大字吉田字柿ノ木726 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更する事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日
平成25年2月8日
- 5 届出年月日
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観
光課
- 7 縦覧の期間
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観
光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高井富士ショッピングセンター
中野市大字江部字松ノ木1236-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングタウン

飯山市大字静間字町尻1388-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

前宮前ショッピングセンター

茅野市安国寺姫宮土地区画整理事業地内2街区6-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ネオパーク松本店

松本市出川2-107-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社井口

諏訪郡下諏訪町6082-1

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

県営伊那西部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営基幹水利ストックマネジメント事業

2 工事着手年月日

平成22年11月10日

3 工事完了年月日

平成25年3月14日

農地整備課

公告

平成25年4月23日、松本市寿土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成25年4月23日、千曲市漆原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

下水内郡栄村による泉平地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成25年4月30日

長野県北信地方事務所長 柳澤 直樹

- 土地改良事業の名称
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
- 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成21年4月17日
- 土地改良事業を行った者の名称
下水内郡栄村
- 事務所の所在地
下水内郡栄村大字北信3433番地
- 工事着手年月日
平成21年9月2日
- 工事完了年月日
平成24年11月30日

農地整備課

公告

平成25年度長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成25年4月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

- 試験の対象となる職
長野県の諸機関に勤務する主事、技師等の職
- 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	65名程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
社会福祉	若干名	ケースワーク、社会福祉に関する企画・指導、社会福祉施設入所者の生活指導等
心理	若干名	心理学的判定、精神保健・児童に関する相談・助言等
電気	若干名	電気・水道事業等に関する企画・設計・施工管理・保守管理、発電所の建設、商工業の振興等
機械	若干名	商工業の振興、工業に関する試験研究、機械設備に関する保守管理、職業訓練等
化学	若干名	環境保全に関する企画・監視・調査研究、工業に関する試験研究等
農業	15名程度	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験研究等
総合土木	20名程度	道路・河川・都市計画・土地改良事業等に関する企画・設計・施工管理等
建築	若干名	県立施設の設計・施工管理、建築指導等
林業	5名程度	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
保健師	5名程度	精神保健・難病等に関する相談、保健指導、家庭訪問等
管理栄養士	若干名	栄養の指導・調査、健康増進等

3 受験資格

(1) 年齢等

次のいずれかに該当する者

ア 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。
ただし、保健師の試験区分にあっては、昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者とする。

イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) 資格又は免許

試験区分	免 許
社会福祉	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者（平成26年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。）
保健師	保健師の免許を有する者（平成26年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者（平成26年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）

(3) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者（管理栄養士を除く。）

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
専門試験	試験区分に応じた大学卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験。ただし、行政及び総合土木の試験区分においては、選択解答制による択一式筆記試験

- (注) 1 教養試験は、出題数50題のうち20題を必須解答とし、残り30題から20題を選択して解答する方式で、解答数は合わせて40題です。
 2 専門試験は、出題数40題で40題解答です。ただし、行政及び総合土木の試験区分においては、出題数50題のうち40題を選択して解答する方式です。
 3 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

各試験の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
教養試験	400点	正答率4割(160点)。ただし、実施年度を含め過去5年度の平均正答率の平均が4割に満たない試験区分においては、その試験区分の当該平均正答率の平均
専門試験	800点	正答率4割(320点)。ただし、実施年度を含め過去5年度の平均正答率の平均が4割に満たない試験区分においては、その試験区分の当該平均正答率の平均
合計	1,200点	

ウ 日時及び場所

(7) 日時 平成25年6月30日(日) 午前9時

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	長野工業高等学校(長野市差出南3-9-1)
	更級農業高等学校(長野市篠ノ井布施高田200)(予備会場)
松本市	松本蟻ヶ崎高等学校(松本市蟻ヶ崎1-1-54)
	松本美須々ヶ丘高等学校(松本市美須々2-1)(予備会場)

エ 第1次試験日に併せて実施する試験

第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

オ 第1次試験合格者の決定及び発表

試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成25年7月上旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く。)

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken.htm>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接(2回)及び集団討論による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査

イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
論文試験	300点	120点
口述試験	900点	第2次試験の第2回目に行う個別面接において、7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査		
合計	1,200点	

ウ 日時及び場所

7月下旬に1回目(個別面接、集団討論及び適性検査)、8月上旬に2回目(個別面接)の試験を行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。

最終合格者については、平成25年8月下旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く。)

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken.htm>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者(長野県知事等)からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 任命権者は、意向確認のための面接等の結果に基づき最終的に採用者を決定します。

意向確認の際に、健康診断書(様式指定・医療機関で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があったり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

- (3) 採用は、原則として平成26年4月1日の予定です。
- (4) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。
- (5) 社会福祉、保健師又は管理栄養士の試験区分にあっては、その資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うこととなります。

7 勤務条件

(1) 給与

現行の初任給の月額(給料月額に地域手当を加えた額)は、保健師及び管理栄養士を除く試験区分にあっては約18万1,400円、保健師の試験区分にあっては約21万円(中学校卒業後の通算修学年数が7年に満たない場合は約20万1,200円)、管理栄養士の試験区分にあっては約18万7,200円です(なお、研究職に採用された場合は、約19万7,700円です)。

また、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は正午から午後1時までの1時間)の1日7時間45分です。

休日は、土日、祝日及び12月29日から1月3日までの日です。

(3) 休暇・休業

年次休暇(年間20日。採用年は15日)、特別休暇(夏季、結婚等)、療養休暇、介護休暇、育児休業等の制度があります。

(4) その他

詳細及び上記以外の勤務条件については、条例で定められています。

8 受験手続

持参、郵送等又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送等による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken.htm>)からダウンロードすることもできます。

長野県人事委員会事務局

長野県の地方事務所

長野県東京事務所

長野県名古屋事務所

長野県大阪事務所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「上級請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局(〒380-8570: 県庁専用郵便番号 所在地: 長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

(4) 受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り、宛先を明記してください。

(9) 郵送等による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間及び受付時間

(7) 持参による申込みの場合

受付期間は平成25年5月29日(水)から5月31日(金)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

(4) 郵送等による申込みの場合

受付期間は、平成25年5月13日(月)から5月28日(火)までです。

ただし、消印等により5月28日(火)までに差し出したことが分かるもの又は5月31日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

平成25年6月11日(火)に発送する予定です。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken.htm>)に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷(A4判)のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(4) 手続の概要

a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。

b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。

c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成25年5月13日(月)0時から5月28日(火)24時までです。受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

平成25年6月11日(火)に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

9 試験結果の開示について

この試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求でき

る者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線 4233・4234)に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

第1次試験における教養試験及び専門試験の出題分野

試験の方法・試験区分	出題分野	
教養試験	知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む。) 判断 推理 数的処理 資料解釈	
専門試験	行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 法 労働法 経済原論 経済政策(経済事情を含む。) 経済史(経済学説史を含む。) 財政学 社会政策 国際関係 経営学
	社会福祉	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学 概論 社会心理学 一般心理学 社会調査
	心理	一般心理学(心理学史 発達心理学及び社会心理学を含む。) 応用心理学 調査・研究 法 統計学
	電気	数学・物理 電磁気学・電気回路 電気計測・ 制御 電気機器・電力工学 電子工学 情報・ 通信工学
	機械	数学・物理 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学・制御 機械設計 機械 材料 機械工作
	化学	数学・物理 物理化学 分析化学 無機化学・ 無機工業化学 有機化学・有機工業化学 化 学工学
	農業	栽培学汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤肥料学 植物生理 学 畜産一般 農業経済一般
	総合土木	数学・物理 応用力学 水理学 測量 材料・ 施工 土質工学 都市計画 土木計画 農業 水利 土地改良 農業造構 土壌物理
	建築	数学・物理 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建 築設備 建築施工
	林業	森林政策・森林経営学 造林学(森林生態学 森林保護学を含む。) 林業工学 林産一 般 砂防工学
	保健師	公衆衛生看護学 疫学 保健統計学 保健医 療福祉行政論
	管理栄養士	解剖生理学 病理学 生化学 食品学 食品 加工学 栄養学 栄養指導論 臨床栄養学 公衆栄養学 給食管理(調理学を含む。) 食品衛生学 公衆衛生学 健康管理概論

人事委員会事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月30日

長野県企業局南信発電管理事務所長

中 沢 清

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

平成25年度与田切発電所シーケンサー盤ほか取替工事

3 工事箇所名

上伊那郡飯島町七久保 与田切発電所

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 電気通信工事についての長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 資格総合点数が763点以上であること。

イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 種類を同じくする工事(出力5,000kW以上(同期発電機)の水力発電所自動制御盤の設計製作設置工事又は設計製作取替工事)を元請けし、平成10年4月1日から公告日の前日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。

- (3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

着手日から290日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書、入札条件注意書及び入札説明書を平成25年4月30日(火)から平成25年5月22日(水)まで次の場所において縦覧に供します。

長野県伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所

電話 0265(72)6121

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年5月22日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月16日(木)午後5時までに上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局